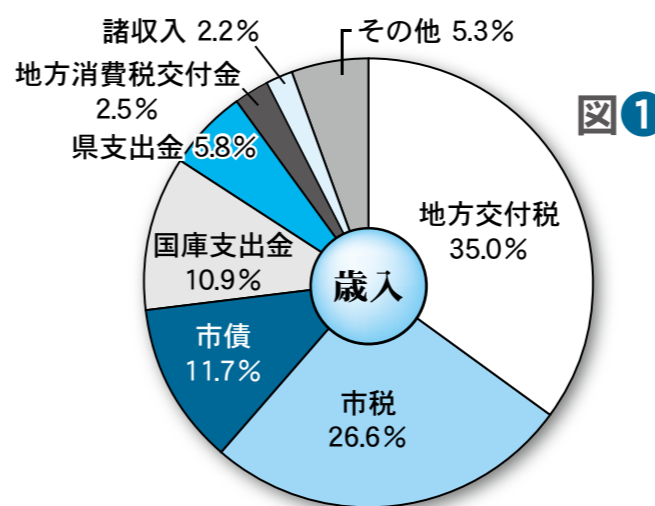
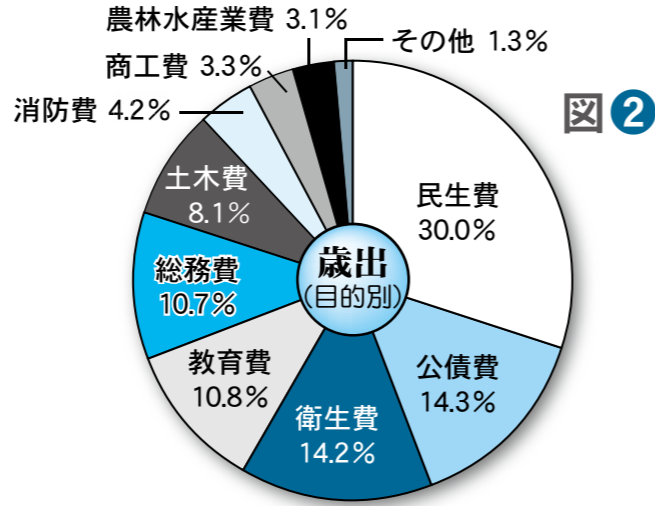
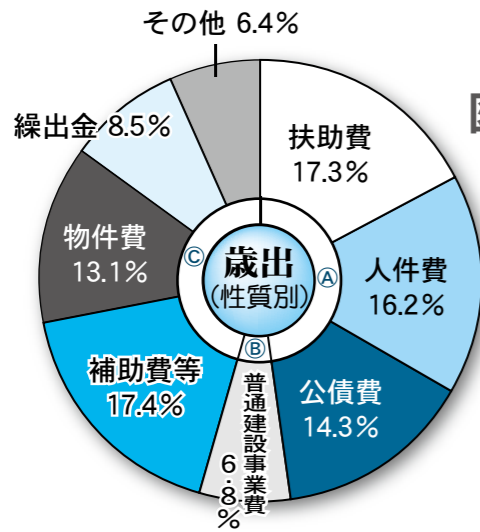


○ 一般会計の歳入と歳出のあらまし ○



歳出 536億8800万円

歳入 536億8800万円

④義務的経費	⑤その他の任意的経費
補助費 92億9242万円	補助費等 93億2264万円
人件費 87億351万円	物件費 70億2179万円
公債費 76億5550万円	繰出金 45億9215万円
⑥投資的経費	その他 34億6035万円
普通建設事業費 36億3964万円	

民生費 161億1644万円	土木費 43億5210万円
公債費 76億5550万円	消防費 22億4378万円
衛生費 76億2537万円	商工費 17億7262万円
教育費 58億1478万円	農林水産業費 16億5132万円
総務費 57億3327万円	その他 7億2282万円

地方交付税 187億9900万円	県支出金 31億3532万円
市税 142億8421万円	地方消費税交付金 13億4000万円
市債 62億6920万円	諸収入 11億8032万円
国庫支出金 58億4327万円	その他 28億3668万円

平成二十四年度一般会計・特別会計・公営企業会計の予算の概要についてお知らせします。平成二十四年度は、総額で約一一五三億一千万円の予算規模となり、前年度より約八八億九千万円増となりました。

復興へ向かうために

平成二十四年度予算

財政課財政担当 ☎5029

会計区分	当初予算額	構成比
一般会計	536億8800万円	46.6%
特別会計	311億1301万円	26.9%
国民健康保険	141億2398万円	12.2%
介護保険	98億994万円	8.5%
下水道事業	45億9145万円	4.0%
後期高齢者医療	12億976万円	1.0%
農業集落排水事業	7億3843万円	0.6%
浄化槽事業	3億2732万円	0.3%
岩出山簡易水道事業	1億9023万円	0.2%
宅地造成事業	3758万円	0.1%
市有林事業	3444万円	0.0%
奨学資金貸与事業	3440万円	0.0%
鳴子上原簡易水道事業	1548万円	0.0%
企業会計	305億659万円	26.5%
病院事業	251億595万円	21.8%
水道事業	54億64万円	4.7%
合計	1153億760万円	100.0%

※数値等は表示単位による端数調整を行っています。

一般会計の歳出(目的別・図2)
歳出は震災復興関連経費を計上するとともに、市民病院建設事業や小中学校の改修事業など新市建設計画や総合計画の事業を実施するため、事業の見直しや重点施策を厳選し、重点配分を行いました。目的別に見ると、民生費が約一六億二千万円と、歳出全体の三〇%を占め、最も高い割合となりました。次に、公債費が約七六億六千万円で全体の二四・三%、衛生費が約七六億三千万円で一四・二%、教育費が約五八億一千万円で全体の一〇・八%となりました。

一般会計の歳出(性質別・図3)
歳出を性質別に見ると、扶助費が約九二億九千万円、人件費が約八七億三千万円、公債費が約七六億五千万円、補助費等が約九三億二千万円、物件費が約七〇億二千万円、繰出金が約四五億九千万円、普通建設事業費が約三六億四千万円、その他が約三十四億六千万円と、扶助費が最も高い割合を占めています。

一般会計の歳入(図1)
一番大きな割合を占めている地方交付税は、歳入全体の三五%で約一八八億円となりました。扶助費などの社会保障関連経費や公債費などの需要額の伸びに対応したもので、前年度より約三億二千万円の増額となりました。市税は、税制改正などの影響もあり、平成二十三年度とほぼ同額の約一四二億八千万円となり、歳入全体の二六・六%の割合となりました。市債は、約六二億七千万円となり、全体の一一・七%で、市民病院本院建設にかかわる一般会計から病院事業会計への出資金の財源となる借入金が増えることから、前年度より約一七億七千万円の増額となりました。

特別会計・公営企業会計(表①)
国民健康保険特別会計が約一四一億二千万円、介護保険特別会計が約九八億一千万円、下水道事業特別会計が約四五億九千万円など、特別会計の合計額は約三一一億一千万円で、市の予算総額の約二七%の割合となりました。公営企業会計は、病院事業会計が約二五億一千万円、水道事業会計が約五億四千万円となりました。

平成二十四年度予算は、特に震災からの復旧・復興へ向けた事業執行と総合計画の実現を図るため、公共施設の復旧、住宅リフォームや耐震改修等の助成制度の継続、大崎市民病院本院建設などを重点施策として予算編成を行いました。

用語解説
一般会計・特別会計・公営企業会計
市が行うサービスの基本的な経理を確保するために設けられた会計を、一般会計といいます。
法律で義務付けられている事業や一般会計と区分して経理を行う必要がある場合は、特別会計を設置して予算を組みます。
水道事業や病院事業のように事業収益を持ち、複式簿記で経営する会計を公営企業会計といいます。
地方交付税
国が地方公共団体(県や市町村)の財政状況に応じて配分する交付金です。国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合が、地方交付税として交付されます。
人件費
職員に支払われる給与や、委員報酬、共済組合負担金などの経費です。
扶助費
児童福祉法、生活保護法などに基づく保護や手当などの経費です。
公債費
市債の元金・利子など借入金の償還に充てられる経費です。
義務的経費
支出が義務付けられている人件費・扶助費・公債費の合計額で、容易には削減できない経費です。